

富士見周辺地区整備推進計画【概要版】 下線部が骨子からの変更点

1. 「整備推進計画」の概要

(1) 富士見周辺地区の範囲

富士見周辺地区とは、国道15号、国道409号、富士見鶴見駅線、川崎駅扇町線（新川通り）の4つの幹線道路で囲まれた約93haの区域。
 （富士見1、2丁目、榎町、宮前町、新川通、境町、大島1丁目を含む）

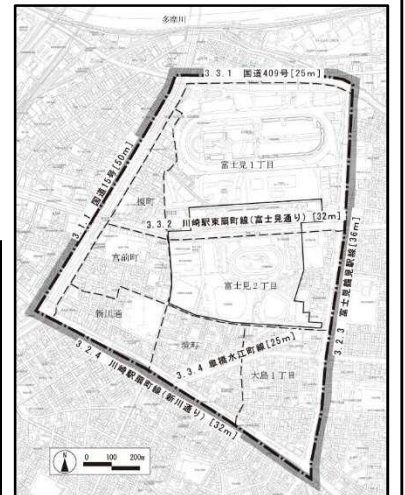
(2) 川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想での位置づけ（平成19年3月）

〔川崎駅周辺地区の活性化と魅力の向上をめざして〕

- ・川崎駅周辺地区との連携を強め、まちの回遊性を高めるとともに、市民が自由時間を豊かに過ごすことのできる場として位置づけ、富士見公園の再整備や公共公益施設の再配置・再整備を検討
- ・富士見公園等を核にして、老朽化した分譲マンション団地の建替等、居住環境の改善と優良な都市型住宅の形成を図る。

〔富士見公園や身近な公園の充実をめざして〕

- ・富士見公園周辺のまちづくりと連携しながら、都市のオアシス空間として、「富士見周辺地区整備基本計画」（以下「基本計画」）に基づく公園機能の再整備に努める。

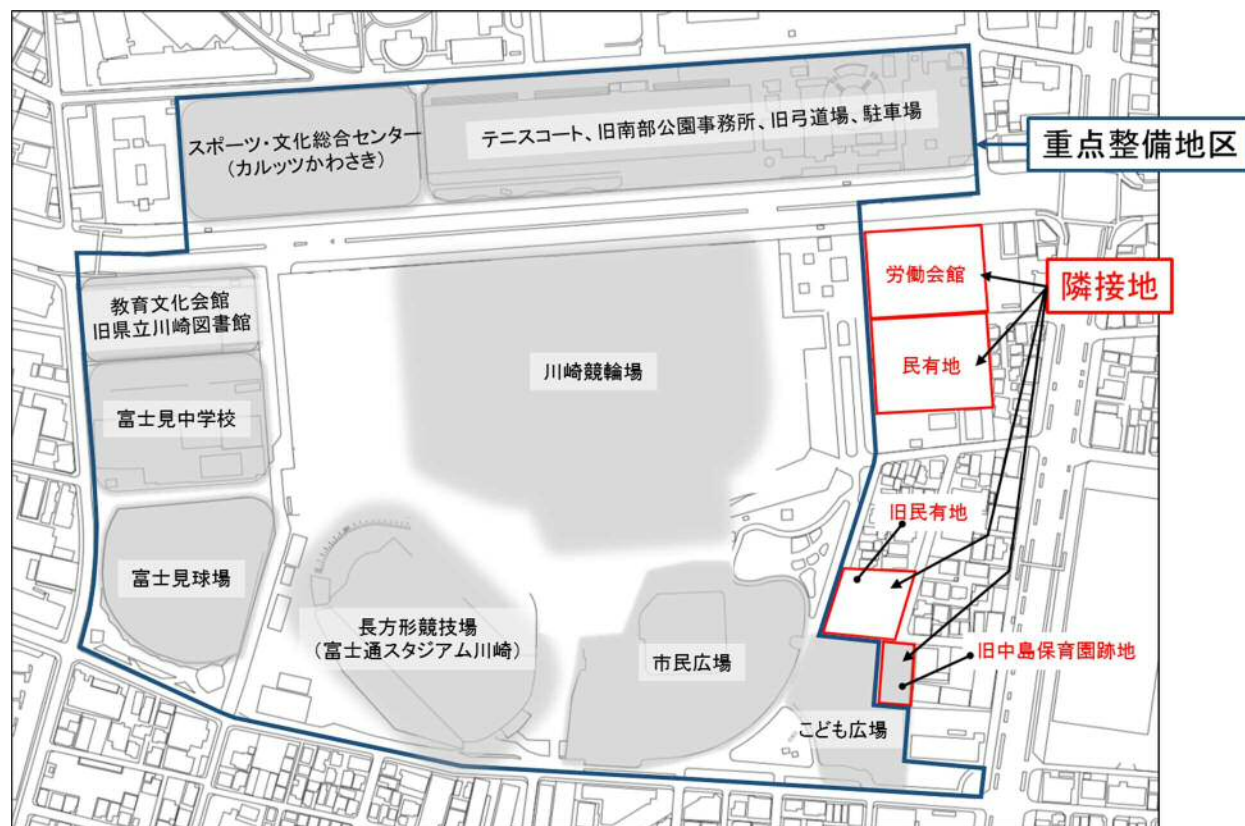


富士見周辺地区の範囲

(3) 「整備推進計画」の対象地域

- 富士見周辺地区約93haのうち、富士見公園と富士見中学校などから成る約18haの地区は、富士見周辺地区全体のまちづくりの根幹をなす地区であり、「重点整備地区」と位置付けている。
- 整備推進計画では、「重点整備地区」を中心に、総合的・一体的な整備を進める上で必要な隣接地（旧中島保育園跡地や民有地など）を含めた合計約20.6haを対象地域とする。

※基本計画等での計画対象地域（重点整備地区の隣接地）のうち、整備済の市立川崎高等学校や川崎区道路公園センターについては、今回の計画対象地域から除外し、市民館機能の移転により今後改修予定のある労働会館を計画対象地域に新たに編入

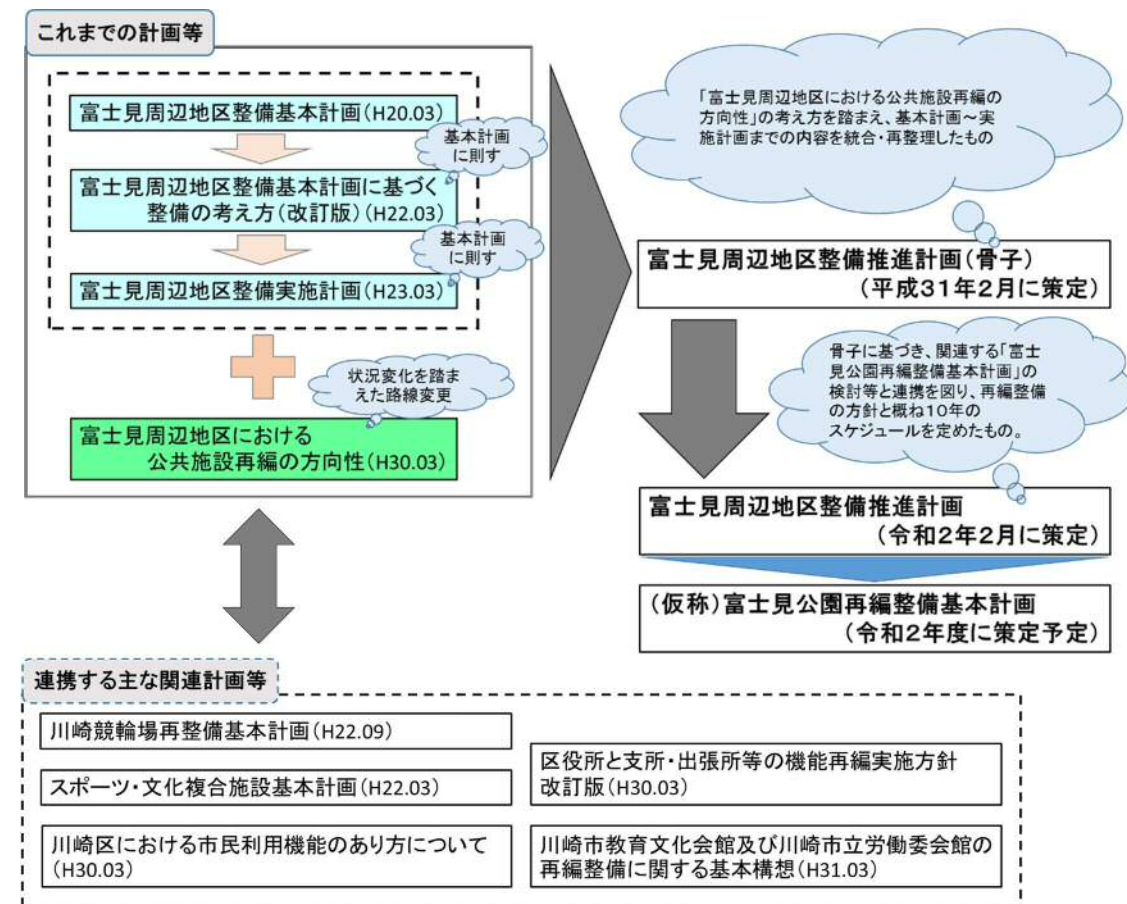


【整備推進計画での計画対象地域図】

(4) 「整備推進計画」の位置づけ

「基本計画」策定以降、段階的に計画等を策定し取組を進めてきたが、「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」（以下「公共施設再編の方向性」）を踏まえ、これまでの計画を統合・再整理した「富士見周辺地区整備推進計画（骨子）」に基づき、再編整備の方針と概ね10年の整備スケジュールについて、「富士見周辺地区整備推進計画」として定める。

※公園の設えや具体的な整備内容など詳細は、民間活力の導入検討を踏まえ、令和2（2020）年度に策定予定の「（仮称）富士見公園再編整備基本計画」の中で定めることとする。



2. これまでの経緯

(1) 「基本計画」策定時の富士見周辺地区の課題

- 富士見周辺地区には、富士見公園を中心に様々な市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっているが、公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復や、スポーツ・文化・レクリエーション活動機能強化が求められている。

課題①富士見公園

『公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が必要』

課題②市民利用施設等公共施設

『老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数あり、計画的な施設の更新・再整備が必要』

(2) これまでの計画概要

富士見周辺地区整備基本計画 (平成20年3月)

富士見周辺地区の課題を解決するための基本的な整備方針を定めた。

<整備に関する基本的な考え方>

【整備目標①】 富士見公園の再生

公園本来の機能である緑地や広場の確保に努め、都心における総合公園にふさわしい都市公園としての機能回復を図る

将来像 緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園

【整備目標②】 スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

市民の利便性向上や安全性の確保に努めるとともに、都心にふさわしいスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図る

富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方(改訂版) (平成22年3月)

富士見周辺地区整備実施計画の策定に向け、事業の関連性を踏まえた再編整備の考え方などをとりまとめた。

富士見周辺地区整備実施計画(以下「実施計画」) (平成23年3月)

公園・各施設の整備推進に向け、公園再生の基本的な考え方、エリア別公園整備方針、各施設の整備の考え方、整備手順などをとりまとめた。

<公園再生の基本的な考え方>

基本計画における公園整備の基本方針

- ①緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出
- ②緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出
- ③開放的で緑豊かな空間の創出
- ④回遊性の高い歩行空間の創出
- ⑤安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出
- ⑥賑わい機能の創出

+

- ◎エントランスゾーンの整備
- ◎プロムナード的空間の整備
- ◎緑地・広場の段階的な整備

(3) 現在までの主な整備状況と事業を取り巻く変化

ア 現在までの主な整備状況

- スポーツ・文化複合施設(現 スポーツ・文化総合センター)は、弓道場(和弓・洋弓)や教育文化会館の大ホール機能を移転するとともに、整備前の体育館機能と複合化し、平成29年10月に『カルッツかわさき』の愛称でオープン
- 川崎競輪場は、メインスタンドの耐震補強工事、コンパクト化に向けた既存施設の除却工事などを行い、平成30年10月に第1段階のコンパクト化が完了し、一部敷地を公園へ返却
- 長方形競技場は、スタンド工事・人工芝張替を行い、平成26年度に第1段階整備が完了

イ 事業を取り巻く状況変化

①県立川崎図書館の移転

・現在の富士見周辺地区にある県立川崎図書館の建物は平成29年12月に休館し、令和元(2019)年より、建物の解体工事に着手

②教育文化会館の老朽化及び教育文化会館大ホールの閉鎖

・大ホール機能を備えたスポーツ・文化総合センターがオープンし、教育文化会館の大ホールは、平成30年3月に閉鎖
・現在の教育文化会館には、大ホールを除いた市民館機能のみが残る

③川崎区役所移転の緊急性が低下

・川崎区役所は、「基本計画」策定当初は、庁舎狭隘などにより移転に向けた取組が課題となっていたが、平成23年度に市税部門がかわさき市税事務所に移転し、庁舎狭隘の問題が一定の解消をされたことから、移転の緊急性が低下
・区役所及び支所機能再編に伴う対応は、今後検討

④公園における民間活力導入によるまちの賑わい創出等の取組

・平成29年6月に都市公園法が改正され、「都市公園の再生・活性化」に向けた取組をより一層推進する環境が整備される
・本市の公園でも、都市公園を一層柔軟に使いこなすため、民間活力導入によるまちの賑わい創出に向けて検討を推進

⑤富士見中学校の生徒数、学級数の増加

・富士見中学校は、計画当初(平成20年)と比べ、生徒数が約130名、学級数が4つ増加
・計画当初より狭隘な状況にある中学校グラウンドの確保に関して、教育環境の向上の必要性がより一層高まっている

(4) 「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」【平成30年3月】(以下「公共施設再編の方向性」)

これまでの整備状況や事業を取り巻く状況変化を踏まえ、「公共施設再編の方向性」を平成30年3月にとりまとめた。

ア 富士見公園の整備・管理の方向性

- 「基本計画」及び「実施計画」の公園全体のコンセプトは維持
- 公園の整備・管理に民間活力を導入し、まちの賑わい創出や更なる効果的・効率的な公園の整備・管理運営に向けて検討
- 必要な機能や配置、駐車場の必要台数等について再検討

イ 教育文化会館及び県立川崎図書館敷地の活用の方向性

事業を取り巻く状況変化や、富士見周辺地区の課題である公園本来の緑地・広場が少ない状況、富士見中学校の教育環境向上の必要性を踏まえ、以下のとおり整理。

- 市民館・区役所の複合化の計画を見直す
- “富士見の顔”に相応しい活用となる様、多様な活用が可能な市民利用施設の検討を進める
- 市民利用施設と富士見中学校のグラウンド機能の両立を検討

※「骨子」からの主な変更点(新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会での最終報告書(国土交通省)の視点を一部追加)

- 公園の多様な「ストック効果をより高め発揮させる」ため、各エリアで検討・整備を進める具体的な取組をとりまとめる
- 「都市公園を一層柔軟に使いこなす」ため、民間活力の導入検討を推進、期待される多様な効果などを整理する
- 総合計画第2期実施計画、第3期実施計画と連携を図るため、概ね10年の整備スケジュールをとりまとめる

3. 計画対象地域の整備にあたって

(1) 整備推進の基本的な考え方

富士見周辺地区の課題の解決を図るため、引き続き、「基本計画」からの富士見公園のコンセプト（将来像）や整備目標等を継承し、総合的・一体的な整備を行い、「都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」をめざす。



(2) 計画対象地域の整備の進め方

「整備推進の基本的な考え方」を踏まえ、「富士見周辺地区整備実施計画」で整理した「公園整備の基本方針に基づく整備の進め方」に「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」の内容を補完し、以下のとおり整理。

■計画対象地域の整備の進め方

1. 緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出
 2. 緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出
 3. 開放的で緑豊かな空間の創出
 4. 回遊性の高い歩行空間の創出
 5. 安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出
 6. 賑わいの創出と効率的・効果的な管理運営
- 「実施計画」から継承
- 民活の考え方を付加

・幅広い年齢層が利用しやすい賑わいのある公園空間の整備を推進
・都市公園を一層柔軟に使いこなすため、民間活力の導入を積極的に進め、賑わいを創出するとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営をめざす。

(3) エリア別整備方針（概要）（「実施計画」では「エントランスゾーン」と「プロムナード」を重点整備エリアとして整理）

「実施計画」で整理した基本的な考え方を踏襲し、事業を取り巻く状況変化を踏まえた新たな考え方や公園の多様な「ストック効果をより高め発揮させる」ための具体的な取組を追加。なお、公園の顔づくりとなる「エントランスゾーン」と「プロムナード」に加え、『富士見の顔』となる恵まれた場所に位置する「富士見中学校北側エリア」を新たに重点整備エリアとして位置付け。

A エントランスゾーン（バスロータリー機能）（「実施計画」の整備方針を継承しつつ、中学校北側エリアとの連携、都市緑化の推進などを追記）

- ◎富士見の顔となり、イベントや交流の場となる多目的広場を整備（景観上の連続性や、一体感のある空間形成に配慮）
- ◎緑に囲まれながら開放感のある広場空間を整備（植栽やベンチ等の公園施設の配置などを検討した上で、都市緑化の取組を一層推進）
- ◎公園と調和し、大規模な集客に対応できるバスロータリー機能を配置（自然と調和、富士見公園全体の魅力向上につながる整備を推進）

B 富士見中学校北側エリア（教育文化会館及び県立川崎図書館敷地）（新規）

- ◎富士見の顔に相応しい活用となるよう、多様な活用が可能な市民利用施設を整備（広く市民利用が可能なオープンスペース機能の確保）
- ◎富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な空間とする（生徒数・学級数の増加など、教育環境向上の必要性に対応）
- ◎時間的にシェアすることにより市民利用施設とグラウンド機能を両立（周辺環境や生徒の安全にも十分配慮）

E プロムナード（実施計画の整備方針を継承しつつ、グリーンインフラ等を追記）

- ◎労働会館との調和を図り、一体利用も考慮した広がりのある空間を整備（競輪場コンパクト化後の空間をプロムナードと一体として整備）
- ◎ジョギングや散歩など、市民が往来する緑豊かな園路・広場を整備（健康的なライフスタイルの提供が実現）
- ◎緑豊かな憩いと語らいの緑地・広場を整備（自然と調和したグリーンインフラによる手法を取り入れるなど、良好な都市空間を整備）

【「ストック効果をより高め発揮させる」ための具体的な取組事例】

日常的な公園機能・附帯施設機能

- ◎多言語化対応の案内サインの設置（ユニバーサルデザイン）、シェアサイクルの導入検討

G こども広場

- ◎子育て支援の場、コミュニティを育み、好奇心を満足させる「自由なこどもの遊び場」となるような施設を配置

I 市民広場

- ◎一体的な緑地の確保、市民が憩い、語らうことのできる「芝生」を中心とした空間を整備
- ◎来園者がくつろぎ、長時間滞在できるように、周辺にベンチなどの配置を検討

K 富士見球場

- ◎産業遺産を展示するなど、地域の歴史・文化を保存、活用し、将来に伝える空間の整備を推進

4. 市民利用施設等公共施設の整備方針（概要）

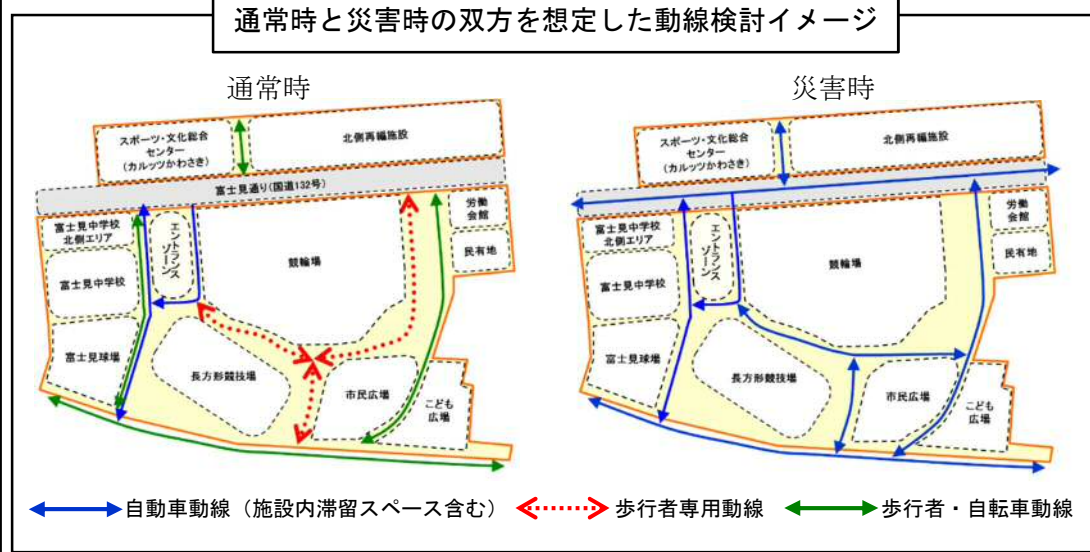
壁面緑化などにより都市部におけるヒートアイランド現象の緩和などを図るとともに、緑のある都心のオアシスとなる公園の実現に向けて、施設と緑地等のオープンスペースが一体となったまとまりと開放感のある公園となるように、富士見公園全体としての景観形成に十分配慮。

- (1) テニスコート・共用駐車場・児童プール・相撲場**
- テニスコートは整備前の12面を維持し、公園北側内で移設して整備することを基本とする
 - 共用駐車場は、「実施計画」においてテニスコート下部への多層化を検討することとしていたが、膨大な整備費用が見込まれることから、法的制約などを総合的に判断し、民間活力の導入検討と連携を図りながら、多層化の実現可能性について検討するとともに、円滑な出入庫や富士見通りに与える交通負荷を可能な限り低減するため、南北両側への分割配置も含めて配置計画を検討。（再精査し、全体で300台程度を想定）
 - 児童プールは、管理運営コストやシーズン以外での有効活用の可能性などについて、各種イベントなどを通じて検証するとともに、民間活力の導入検討に合わせて再整備について検討
 - 相撲場は、公園内で再編整備
 - 各施設の整備位置・規模等については、利便性、快適性の向上やスポーツ・文化総合センター等との連携等に配慮しながら、詳細な検討を進めるとともに、管理施設や更衣室などの関連施設、カフェなどの飲食施設の設置についても民間活力の導入検討に合わせて詳細に検討
- (2) 川崎競輪場**
- 多目的な市民利用として、イベントでの利用や市民開放を進め、市民に親しまれるための工夫や、イメージアップ等について、引き続き検討
 - 競輪事業の経営体質強化を図りつつ、社会経済環境の変化に適切に対応しながら、まちづくりの視点や競輪事業の長期的展望を視野に入れ、公園と共存・調和する持続的な事業運営等、将来の競輪場のあり方を継続的に検討
- (3) 労働会館**
- 労働会館を改修し、教育文化会館を「(仮称)川崎市民館」として同一建物内へ整備
 - フロア構成イメージは、労働会館の1階（ホールを除く）から3階までを(仮称)川崎市民館、ホール及び4・5階までを労働会館とし、共通の受付事務所を1階に配置するなど、スペースの有効活用や施設利用の活性化に向けた取組を推進

5. 整備推進にあたっての基本方針（概要）

(1) 動線等の方針

安全かつ円滑な歩行者動線・自動車動線を念頭に置きつつ、民間活力の導入検討と連携を図りながら、動線計画や駐車場・駐輪場の配置等について検討。通常時と災害時の双方を想定した動線検討イメージを以下のとおり整理。



(2) 景観形成の方針

川崎市景観計画に基づき、各施設及び公園整備の景観形成の検討を進め、次の項目を中心に整合を図る。

景観軸

- 富士見通りはケヤキを中心とする樹木により、緑の並木の景観軸を形成しており、川崎駅からの軸と、海への軸と連携させながら、景観軸の形成をめざす
- 公園内では、歩行者の回遊空間として重点的に整備を進めていくプロムナードを緑の軸として、富士見公園としての個性ある景観軸の形成をめざす

ゾーニング

- 各施設のゾーンに対応した空間構成やデザインコンセプトを検討するため、「基本計画」における富士見公園のゾーニングに基づき、文化・教育、交流、活気、スポーツ活動、憩いと語らい等の機能や性格をデザインの手がかりとして検討

(3) パークマネジメントの導入方針

- 「川崎市緑の基本計画」で定める『公園等への民間活力導入に向けた方針』などを踏まえ、民間活力の導入を積極的に進め、都市の魅力の向上やまちの賑わいの創出などを図るとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営をめざす
- 具体的には、民間事業者等にサウンディング型市場調査を行い、公園緑地への民間活力導入の可能性や今後の取組の方向性、最適な手法について検討

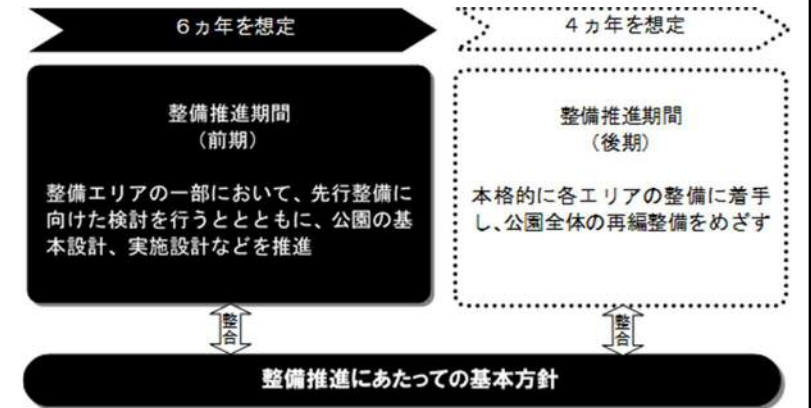
<緑の基本計画で定める「公園等への民間活力導入に向けた方針」>

- ◎公園利用者に質の高い広場空間を提供するために、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出する
- ◎公園の魅力を高めることで個性と活力のあるまちづくりを実現する
- ◎民間のノウハウを活かすことで更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営をめざす

6. 今後の整備の進め方

総合計画第2期実施計画、第3期実施計画と連携を図るため、概ね10年の整備スケジュール・手順を以下のとおりとりまとめた。

- 令和2（2020）～7（2025）年度：「整備推進期間（前期）」
 - 令和8（2026）～11（2029）年度：「整備推進期間（後期）」
 - 財政の平準化と費用対効果の最適化を図り、既存施設の適切な維持管理を行いながら、計画的に再編整備を推進
 - 詳細は、今後、公園全体としての幅広い民間活力導入や「（仮称）富士見公園再編整備基本計画」の検討状況と連携を図りながら、整理
- ※スケジュールは、整備の進捗状況や事業を取り巻く状況変化に応じて、前後することが想定されることから、前期6カ年、後期4カ年のサイクルで適切な見直しを行う。



【整備スケジュール】

整備エリア	現状 令和元(2019) 年度	整備推進期間(前期)						整備推進期間(後期)	
		第2期実施計画期間 令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	次期総合計画期間 令和8(2026)～令和11(2029)年度	
A エントランスゾーン		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定		●一部先行整備に向けた検討		●実施設計	●整備工事		
B 教育文化会館敷地	●基本計画	●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定	●教育文化会館を継続利用。労働会館の実施設計及び改修工事に合わせて、教育文化会館の解体時期を検討。(未定)⇒市民利用施設の整備工事に着手。						
B 県立川崎図書館敷地	●解体工事	●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定	●教育文化会館を解体後(未定)、市民利用施設の整備工事に着手。						
C 公園北側エリア		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定			●基本設計	●実施設計			●整備工事
D イチョウ並木		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定		●一部先行整備に向けた検討	●基本設計	●実施設計	●整備工事		
E プロムナード		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定		●一部先行整備に向けた検討	●基本設計	●実施設計	●整備工事		
F コミュニティガーデン		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定		●一部先行整備に向けた検討	●基本設計	●実施設計		●整備工事	
G こども広場	●一部暫定整備	●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定			●基本設計	●実施設計			●整備工事
H 労働会館南側民有地	●公園用地の必要性の検討				●検討結果を踏まえた取組の推進				
I 市民広場		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定		●一部先行整備に向けた検討	●基本設計	●実施設計			●整備工事
J 長方形競技場周辺		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定	●照明塔、電光掲示板等の改修		●基本設計	●実施設計		●整備工事	
K 富士見球場		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定			●基本設計	●実施設計		●整備工事	
ー 北側再編施設		●(仮称)富士見公園再編整備基本計画の策定	●南部公園事務所解体		●基本設計	●実施設計			●整備工事
ー 都市計画手続等		●富士見公園区域のあり方検討		●暫定整備(テニスコート他)					